



# 飼い主のみなさまへ

## ◎ふんの放置はやめましょう

ふんの片付けは、飼育者としての最低限のマナーです。

散歩の際のふんを放置していると、道路や民家周辺を汚すだけでなく、近所の方の気分も害することとなりますので、必ず持ち帰りましょう。

なお、町が制定している「黒松内町ごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」にも規定があり、この条例に違反し町からの勧告に従わない場合は、**10万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

## ◎犬に関する届出は住民課まで

新たに犬を飼うこととなった、所有者が変わった等の変更があったとき、また外で犬を見かけたとき等は、役場住民課衛生担当へ連絡下さいますようお願いいたします。

## ◎犬の放し飼いは危険です

犬の放し飼いは、危険なうえ、ふんの散乱の原因になるのでやめましょう。

散歩の際は、リードや鎖につなぎ犬を制御できるようにし、外で飼っている場合は、必ずつないで飼いましょう。

動物を飼う者としての自覚を持ったお世話をお願いいたします。

## ◎野良猫にえさを与えないで下さい

野良猫に頻繁にえさを与えると、その場所に住みつき、騒音や悪臭など、近所に迷惑をかけることとなりますので、えさを与えないようお願いいたします。

**お問い合わせは、役場住民課衛生担当（☎72-3312）まで**